

甲斐市議会建設経済常任委員会会議録

1. 開催日時 令和元年9月13日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（6名）

| | | |
|------|-------|-------|
| 副委員長 | 清水和弘君 | 加藤敬徳君 |
| | 清水正二君 | 斉藤芳夫君 |
| | 内藤久歳君 | 藤原正夫君 |

欠席委員（1名）

委員長 金丸 寛君

傍聴議員（11名）

| | | |
|----|--------|-------|
| 議長 | 長谷部 集君 | 伊藤 毅君 |
| | 谷口和男君 | 秋山照雄君 |
| | 横山洋介君 | 金丸幸司君 |
| | 滝川美幸君 | 五味武彦君 |
| | 有泉庸一郎君 | 山本英俊君 |
| | 保坂芳子君 | |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|--------|--------|-------|
| 総務部長 | 望月映樹君 | 建設産業部長 | 小林信生君 |
| 上下水道部長 | 古屋正彦君 | 人事課長 | 高鳥 悟君 |
| 建設課長 | 小宮山 尚君 | 都市計画課長 | 宮本 裕君 |
| 農林振興課長 | 箭本 太君 | 商工観光課長 | 島田 伸君 |
| 上水道課長 | 望月新路君 | 下水道課長 | 寺島 信君 |
| 給与係長 | 早川要子君 | 建設総務係長 | 森田 公君 |

| | | | |
|---------------|-------|----------------------|-------|
| 建設管理係長 | 保坂俊和君 | 建設土木係長 | 中澤一昭君 |
| まちづくり 推進係長 | 渡辺充君 | 整備係長 | 斉藤一也君 |
| 農林総務係長 | 久保欽一君 | 農林管理係長 | 樋口一君 |
| 農林基盤整備 係長 | 小松利也君 | 農業委員会 事務局庶務 係長 | 高須秀樹君 |
| 商工労働係長 | 藤井亮一君 | 上水道総 務係長 | 鷹野美穂君 |
| 給水係長 | 小澤裕一君 | 下水道総 務係長 | 森川嘉亮君 |

職務のために出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|----|------|
| 議会事務局長 | 本田泰司 | 書記 | 長田大地 |
| 書記 | 中込美智子 | | |

審査内容

1 条例等審査

- 議案第78号 市道路線認定の件
- 議案第57号 甲斐市公共物管理条例の一部改正の件
- 議案第64号 甲斐市道路占用料徴収条例の一部改正の件
- 議案第65号 甲斐市準用河川管理条例の一部改正の件
- 議案第66号 甲斐市上水道給水条例の一部改正の件
- 議案第67号 甲斐市簡易水道給水条例の一部改正の件
- 議案第60号 甲斐市地域し尿処理施設条例の一部改正の件
- 議案第61号 甲斐市農業集落排水施設条例の一部改正の件
- 議案第62号 甲斐市下水道使用料条例の一部改正の件
- 議案第77号 甲斐市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件

2 補正予算審査

- 議案第68号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第72号 令和元年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第75号 令和元年度甲斐市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第73号 令和元年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第1号）

議案第74号 令和元年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

3 請願審査

請願第1-6号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択
を求める請願書

4 その他

開会 午後 零時 58分

○書記（中込美智子君） 改めまして、こんにちは。

連日のご参集、大変お疲れさまです。

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、委員長欠席のため、初めに副委員長よりご挨拶をいただきまして、副委員長の進行により議事を進めてまいります。

それでは、清水副委員長、よろしく願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 改めまして、こんにちは。

本日は、金丸委員長が欠席のため、委員長にかわり進行役を務めますので、皆様のご協力をお願いいたします。

また、けさほどの厚生常任委員会でごございましたように、朝一番に宮川典子衆議院議員の訃報に驚きました。病氣療養中とは聞いておりましたけれども、こんなに重篤なこととは私も知りませんでした。人生半ば事半ば、これから山梨のために期待申し上げているところ、大変残念なことです。心よりのご冥福を申し上げます。

さて、今回の15号台風による千葉市の未曾有の災害について、人類が作り上げたライフラインが、自然に対していかに無力かつくづく思い知らされました。1日も早く被害者の皆さんが普通の生活に戻れますよう、ご祈念申し上げます。

本日はこの後、現地確認に出かけた後、多くの審議事項がありますので、ぜひとも慎重なご審議をいただきますようお願いを申し上げまして挨拶といたします。

ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開会します。

なお、金丸委員長は欠席の連絡がありましたので、報告をいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

○副委員長（清水和弘君） 本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。審査については、一問一答方式で簡潔に質問され、また、市当局の答弁もわかりや

すく説明していただきたいと思います。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までとします。

念のため人数を申し上げます。

創政甲斐クラブ2人、新政会1人、進和会1人、公明党1人、甲斐市民クラブ1人、颯新クラブ1人、日本共産党甲斐市議団1人となります。

審査に入る前にお諮りいたします。本日は円滑な審査を行うため、お手元に配付した議案審査日程により審査を行いたくと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） それでは、ご異議なしと認め、そのようにいたします。

初めに、条例等審査を行います。

議案第78号 市道路線認定の件を議題といたします。

本件は現地調査を行いたいと思いますが、委員よりご意見等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） それでは、お諮りいたします。

本件はお手元に配付した委員派遣、計画書により委員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、計画書のとおり派遣することに決定しました。

なお、委員派遣、承認要求書は、委員長において作成し議長に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、当局より説明を受け現地へ移動したいと思います。

当局より説明をお願いいたします。

小宮山建設課長。

○建設課長（小宮山 尚君） それでは、よろしく願いいたします。

市道路線認定の件につきましては、これからご説明させていただきます。

議案第78号 市道路線認定の件につきましては、道路法第8条の規定により、本定例審議会において議決をお願いするものでございます。

議案集の123ページ、124ページをお願いいたします。

また、位置図につきましては、議会資料155ページから160ページになります。

議案集123ページ、124ページでご説明させていただきます。

今回、認定をお願いする路線につきましては14路線になります。現地視察につきましては、7月25日に開催されました常任委員会で路線番号622、623、624の3路線、8月27日に開催されました常任委員会で、路線番号625、124ページになりますが、路線番号1552、1553、1554、327、328、329の7路線を確認していただいておりますので、本日は123ページの路線番号626、路線名一本橋道下宅造1号線、路線番号627、路線名一本橋道下宅造2号線、124ページになりますが、路線番号628路線名中井宅造1号線、路線番号629、路線名中井宅造2号線の4路線について現地視察をお願いし、さきに視察していただいた路線と合わせ14路線について、認定をお願いするものでございます。

本日確認していただきます4路線は、いずれも宅地分譲に伴う開発区域内の道路でございます。

なお、詳細につきましては、現地で担当からご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

質疑については、現地調査の後、委員会室へ戻ってから行います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時07分

再開 午後 2時17分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

現地調査、お疲れさまでした。

これより質疑に入ります。

現地調査等を踏まえ、委員の質疑を受けたいと思います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第78号の質疑を終了いたします。

これより議案第78号 市道路線認定の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第78号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第78号を終わります。

続いて、議案第57号 甲斐市公共物管理条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いします。

小宮山建設課長。

○建設課長（小宮山 尚君） 現地確認のほうありがとうございました。引き続き、よろしく
お願いいたします。

それでは、消費税法の一部改正に伴う建設課関係の条例の一部改正についてご説明させて
いただきます。

議案第57号 甲斐市公共物管理条例の一部改正の件につきましてご説明いたします。

議案集19ページ、また、議会資料30ページが新旧対照表となっております。

議案集19ページをお願いいたします。

本議案の提案理由でございますが、消費税法の一部改正に伴い所要の改正を行う必要がございますので、この条例案を提出するものでございます。

内容につきましては、条例の別表備考8中の「1.08」を「1.10」に改めるものでございます。

なお、議会資料30ページには新旧対照表がございますので、ご確認願いたいと思います。よろしくお願いたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑がありましたらお願いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第57号の質疑を終了いたします。

これより議案第57号 甲斐市公共物管理条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第57号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第57号を終わります。

続いて、議案第64号 甲斐市道路占用料徴収条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いたします。

小宮山建設課長。

○建設課長（小宮山 尚君） 続きまして、議案第64号 甲斐市道路占用料徴収条例の一部改正の件につきましてご説明させていただきます。

議案集45ページ、また、議会資料108ページが新旧対照表となっております。

議案集45ページをお願いいたします。

本議案の提案理由でございますが、消費税法の一部改正に伴い所要の改正を行う必要がございますので、この条例案を提出するものであります。

内容につきましては、条例の別表備考6、第5号中の「1.08」を「1.10」に改めるものでございます。

なお、議会資料108ページには新旧対照表がございますので、ご確認をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第64号の質疑を終了します。

これより議案第64号 甲斐市道路占用料徴収条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第64号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第64号を終わります。

続いて、議案第65号 甲斐市準用河川管理条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いします。

小宮山建設課長。

○建設課長（小宮山 尚君） 引き続き、議案第65号 甲斐市準用河川管理条例の一部改正の件につきましてご説明させていただきます。

議案集47ページ、また、議会資料109ページが新旧対照表となっております。

議案集47ページをお願いいたします。

本議案の提案理由でございますが、消費税法の一部改正に伴い所要の改正を行う必要がございますので、この条例案を提出するものでございます。

内容につきましては、条例の別表備考5中の「1.08」を「1.10」に改めるものでございます。

議会資料109ページには新旧対照表がございますので、ご確認をお願いします。

以上で終わります。よろしくをお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第65号の質疑を終了いたします。

これより議案第65号 甲斐市準用河川管理条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第65号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第65号を終わります。

ここで、職員入れかえのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時30分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

続いて、議案第66号 甲斐市上水道給水条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いします。

望月上水道課長。

○上水道課長（望月新路君） お疲れさまです。よろしく申し上げます。

それでは、議案第66号 甲斐市上水道給水条例の一部改正の件についてご説明いたします。

議案集につきましては49ページ、議会資料につきましては110ページになります。

改正内容につきましては、現行の消費税率8%が10%に改正されることに伴い、条例の一部改正を行うものであります。

議案集の49ページをお願いいたします。

本議案の提案理由につきましては、消費税法の一部を改正する法律等の一部改正に伴い所要の改正を行う必要があるため、条例案を提出理由となっております。

説明につきましては、議会資料にて説明させていただきます。

議会資料の110ページをお願いいたします。

甲斐市上水道給水条例新旧対照表になります。第26条及び第33条第2項中「100分の108」

を「100分の110」に改めるものであります。

議案集49ページにお戻りいただきまして、附則について説明をさせていただきます。

施行期日につきましては、令和元年10月1日施行することになります。

経過措置に、この条例による改正後の甲斐市上水道給水条例(以下、新条例と言う。)第26条の規定は令和元年10月1日(以下、適用日と言う。)前から継続して上水道を使用しているものに係る料金であって、適用日から令和元年10月31日までの間に料金の額が決定するもの(適用日以後、初めて料金の額が確定する日が同月31日後であるもの(以下、特定料金と言う。))にあつては、当該確定したもののうち、事項で定める部分)に係る新条例第26条に規定する料金に乗ずる率について、なお従前のおりとする。

3、前項に規定する特定料金のうち、なお従前のおりの率を適用する部分は同項に規定する特定料金のうち、適用日以後、初めて確定する料金の額を前回確定日(その直前の料金の額が確定した日を言う。以下、この項において同じ。)それから、適用日以後、初めて料金の額が決定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から令和元年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。

4、前項の月数は歴に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときはこれを1月とする。この2から4につきましてはの説明になりますけれども、水道事業では、2カ月に1度検針を行いまして、地域を2つに分け偶数月と奇数月としております。例えば、仮に毎月25日を検針日とした場合、水道料金の9月、10月分、偶数月調定は10月25日が検針日で使用料の確定日となります。前回の検針日8月25日の翌日から10月25日までの使用料に対し、適用日の10月1日を過ぎた10月25日が確定日となりますが、適用日10月1日より前から継続して上水道を使用していることから、従前の8%で計算することをあらわしております。また、水道料金の10月、11月分の基数月調定について適用日以後初めて料金の額が確定する日が11月25日となり、10月31日より後に確定する特定料金のパターンとなりますが、前回の検針日が9月25日である適用日10月1日より前から継続して上水道を使用していること。附則3、4項の規定により算定しまして、従前の消費税8%となることをあらわしております。

したがいまして、令和元年9月30日以前から市の水道を継続して使用している方は、偶数月に水道料金が確定する使用者11月、12月分、奇数月に水道料金が確定する使用者は12月、1月分の水道料金から消費税が10%の適用となります。

続きまして、附則の5ですが、新条例第33条第2項の改正規定は、適用日以後の申し込

みにかかわる加入金について適用し、適用日の前日までの申し込みにかかわる加入金については、なお従前の例による。

これにつきましては、適用日は10月1日、同じく10月1日ですが、9月30日までに加入金の手続の受け付けをされた場合、支払いが10月1日以降でも消費税は従前の8%とするものです。

以上が議案第66号 甲斐市上水道給水条例の一部改正の件の説明になります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） ご苦労さんです。

午前中の税務課のほうもちょっと質問が出てしたんですけれども、午前中とはちょっと下水は、いろいろとちょっと違うような気がするんですけれども、もう一度、偶数月と奇数月に午前中のだと奇数月に徴収をすると2カ月分一緒に徴収するというのを聞いたんですけれども、今の上水の場合は偶数も奇数も関係なく2カ月分を徴収するということのようにも思いますが、そこからちょっとお願いしたいですけれども。

○副委員長（清水和弘君） 望月課長。

○上水道課長（望月新路君） 上水の場合は、地域に分けて偶数月で検針するところ、それから奇数月で検針をして確定するところがございます。ですので、偶数月、ここで言う今回の場合は11月、12月分の方について10%になります。奇数月の場合は12月、1月分からの水道料金が10%という形になります。

以上です。

○委員（藤原正夫君） わかりました。さっきの説明だと8月25日から10月25日の使用の場合は、さかのぼって25日間だけが10%になるということ。そのところをちょっと確認とどうか、お願いします。

○副委員長（清水和弘君） 望月課長。

○上水道課長（望月新路君） 10月1日を過ぎても10月1日以前より使用している方については、10月25日までの分についても8%という形になります。

○副委員長（清水和弘君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[発言する者なし]

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第66号の質疑を終了します。

これより議案第66号 甲斐市上水道給水条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副委員長（清水和弘君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任をお願いします。

以上で議案第66号を終わります。

続いて、議案第67号 甲斐市簡易水道給水条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

望月課長。

○上水道課長（望月新路君） それでは、議案第67号 甲斐市簡易水道給水条例の一部改正の件についてご説明をさせていただきます。

議案集につきましては51ページ、議会資料につきましては111ページになります。

改正内容につきましては、現行の消費税率8%から10%に改正されることに伴い、条例の一部改正を行うものであります。

議案集の51ページをお願いします。

本議案の提案理由につきましては、消費税法の一部改正の法律等の一部改正に伴い所要の改正を行う必要がありますので、この条例案を提出いたします。

説明につきましては、議会資料にて説明させていただきますけれども、議会資料の111ページをお願いいたします。

甲斐市簡易水道給水条例の新旧対照表になります。第4条第3項及び第5条第2項中「100分の100」を「100分の110」に改めるものであります。

議案集の51ページにお戻りいただきまして、附則につきましては、先ほど甲斐市上水道給水条例の一部改正で説明した内容と同じとなりますので、説明は省かせていただきます。

なお、簡易水道の場合は全世帯10月、11月分からが消費税10%の対象となります。

以上が議案第67号 甲斐市簡易水道給水条例の一部改正の件の説明になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これは2%で、ほかのことにも関連することだと思っただけでも、上がることによってそのシステムの改修とか、そういうものという事務手続上の準備とか、そういうものは問題なくさらっとできるものですか。

○副委員長（清水和弘君） 望月課長。

○上水道課長（望月新路君） 消費税に絡んで料金システムのほうを少し改正をしなければなりませんので、その委託のほうは現在契約しています業者のほうにお願いして、滞りなく引き継がれるように処理のほうはしております。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 一応、この改正については、その消費税が上がるということに関して委託しているところとの調整とか、そういうものは既に終わっているとか、そういう感じでいいの。

○副委員長（清水和弘君） 望月課長。

○上水道課長（望月新路君） そのとおりでございます。

○副委員長（清水和弘君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 簡易水道が10月から徴収が対象がスタートと。さっき言った上水道のほうは11月から発生するところがあると。非常にまばらなんですよね。同じ市内に住みながら施設が違うだけで、月が違うということの総意が得られるかどうか。理解はそれでよろしいんですか。

○副委員長（清水和弘君） 望月課長。

○上水道課長（望月新路君） 上水道の場合は、検針の日が20日から末日の間になっております。簡易水道につきましては、検針日が月の初めとなっております、偶数月の月の初めが簡易水道の検針日となっております。それで、前回も5%から8%が変わるときにつきましても、若干そういうずれが生じてしまいましたけれども、どうしても検針の日ということの中で、その日が確定日という形になりますので、ちょっとずれてしまいますけれども、そんな形で対応したいと思います。

○副委員長（清水和弘君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） 確かに前回もそうであれば、しょうがないんだけど、何か同じ市民でありながら、使うものによって消費税がかかる期間が違うというのは、ちょっと不思議だなというふうに思って質問したんですが、それとは別で、じゃ甲府の水道料については、どういう動きになっているのか、どうなんですか。敷島地区が当然甲府の水道局から引いているわけですよね。この辺の関係はどうなんですか。

○副委員長（清水和弘君） 望月課長。

○上水道課長（望月新路君） 大変申しわけありませんけれども、甲府市さんのほう敷島の関係については、ちょっと調べてはないんですけども、基本的には同じ条例改正となりますので、同じような形で対応する形になると思います。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） よろしいでしょうか。そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第67号の質疑を終了します。

これより議案第67号 甲斐市簡易水道給水条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第67号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第67号を終わります。

ここで、職員入れかえのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 2時50分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

続いて、議案第60号 甲斐市地域し尿処理施設条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、下水道課より本年10月1日から施行されます消費税率の改正に伴う条例改正につきまして、各特別会計ごとにご説明申し上げます。

議案集の37ページをお願いいたします。

議案第60号 甲斐市地域し尿処理施設条例の一部改正の件でございます。

改正の内容につきましては、現行消費税率8%が10%に改正されることに伴い条例の一部改正を行うものでございます。甲斐市地域し尿処理施設条例の第6条中「100分の108」を「100分の110」に改めるものでございます。

提案理由といたしましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これがこの条例案を提出する理由でございます。

施行予定日につきましては令和元年10月1日でございます。

議会資料104ページをお願いいたします。

甲斐市地域し尿処理施設条例新旧対照表でございます。6条中、中段下線部「100分の108」を「100分の110」に改めるものでございます。

説明は以上でございます。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第60号の質疑を終了します。

これより議案第60号 甲斐市地域し尿処理施設条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第60号を終わります。

続いて、議案第61号 甲斐市農業集落排水施設条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） 続きまして、同じく消費税率の改正に伴う条例改正につきましてご説明申し上げます。

議案集の39ページをお願いいたします。

議案第61号 甲斐市農業集落排水施設条例の一部改正の件でございます。

改正内容につきましては、現行の消費税率8%が10%に改正されることに伴い条例の一部改正を行うものでございます。甲斐市農業集落排水施設条例の第13条中「100分の108」を「100分の110」に改めるものでございます。

提案理由といたしましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが条例案を提出する理由でございます。

施行予定期日につきましては令和元年10月1日でございます。

議会資料の105ページをお願いいたします。

甲斐市農業集落排水施設条例新旧対照表でございます。第13条中、中段下線部「100分の108」を「100分の110」に改めるものでございます。

説明は以上であります。よろしくをお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第61号の質疑を終了します。

これより議案第61号 甲斐市農業集落排水施設条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第61号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第61号を終了いたします。

続いて、議案第62号 甲斐市下水道使用料条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） 続きまして、同じく消費税率の改正に伴う甲斐市下水道使用料条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

議案集の41ページをお願いいたします。

議案第62号 甲斐市下水道使用料条例の一部改正の件でございます。

改正の内容につきましては、現行の消費税率8%が10%に改正されることに伴い条例の一部改正を行うものでございます。甲斐市下水道使用料条例の一部改正をする条例、甲斐市下水道使用料条例の第4条第2項及び第8条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改めるものでございます。

提案理由といたしましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これがこの条例案を提出する理由となっております。

施行予定日につきましては令和元年10月1日でございます。

また、経過措置といたしまして、現在使用している人については、令和元年10月中の使用料の請求が入っている場合については、全て現行の8%とし、ただし新築などにより新規に10月1日以降に使用料が新たに発生する場合については、全て10%を適用することとなっております。この経過措置につきましては、8%と10%の改正の時期が非常にわかりづらいところではありますが、現在の下水道の使用料につきましては、2カ月に1度の検針により使用料を確定しております。今回の改正により、10月分の使用料が入っている請求については、全て8%を適用することとなっております。そのことから、9月、10月の2カ月分の使用料の請求の人につきましては、9月、10月分については8%、11月、12月分から

の使用料につきましては10%となるわけです。また、10月、11月の2カ月分の使用料の請求の人は10月、11月分の使用料は8%、12月、1月分から10%となります。

議会資料の106ページをお願いいたします。

甲斐市下水道使用料条例の新旧対照表でございます。第4条2項中、2行目下線部「100分の108」を「100分の110」に改め、第8条2項中、2行目下線部の「100分の108」を「100分の110」に改めるものでございます。

説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑がありましたらお願いいたします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今の説明の中でここ多少ずれるとか、理解する部分が一般利用者にわかりづらい部分があると思うだよね。だから、その辺のところの周知というか、そういうものはどんな格好でやるの。

○副委員長（清水和弘君） 寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） 請求分ですね、使用者さんに対しては請求分で10月請求が入ってれば、もうその月の請求は11月も9月も8%の経過措置をするということです。検針が何日だとかというのはこっち側の話で、そこら辺の計算とか案分はしていません。周知ですか、広報とかの周知になります。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今、そういう説明を受けたんだけど、利用者の中ではその切りかえの時点で日程的なものがわかる人もいるし、わからない人もいる。疑問を持つ人もいるというその切りかえのときのそういう利用者に理解してもらうためのことは何かするのか。あるいは何もしないで自動的にになっているよということかという、その辺のところはどうするのというこういう話です。

○副委員長（清水和弘君） 寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） 広報等、あとホームページでその内容を周知して、あとは特段その説明会をするとかということはいりません。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） いろいろな人がいるからさ、特段ないとは言いながらもそういった問い合わせとか、そういうものに関しては、丁寧に説明するように努力してもらいたいと、これは要望でいいです。

○副委員長（清水和弘君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 請求書に8%です。10%になったら10%になっていますみたいなことは足せないの。仮に検針のときに何かそういう文面をつけるとか。

○副委員長（清水和弘君） 寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） 水道のほうに委託して、そこら辺の徴収とかの関係はお願いしているのですが、ちょっとそこら辺の明確な細部についてはわからないんですけども、先ほど内藤委員さんのほうから言われたように、問い合わせがあった場合については、そこら辺は懇切丁寧に説明をして対応していくということでございます。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

五味議員。

○議員（五味武彦君） その先ほどのずれの話ですね。徴収時期のずれの話、来年6月か何かに消費税を納入しますよね。そうすると、国の達しでは一律に10月からスタートということではなくて、各公共団体そこに従って任意でスタート月を変えるということが可能わけですか。要するに国の消費税のスタート月が、地方でばらばらでもいいのかということなんですよ、ものによって。

○副委員長（清水和弘君） 寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） ばらばらでいいというわけには多分いかないと思うんですけども、もう10月1日であれば10月1日ということなんですけれども、その経過措置ということで、先ほど言った検針の細かい日とか、そういったものの多少のずれがあるわけですよ。そうすると、そういったところに不公平感が出ますので、今回水道もあわせてなんですけれども、10月請求分が入っているものについては、9月、10月でもこれは全部8%、10月、11月の請求もこれは全部8%。だから、9月、10月と10月、11月では1カ月ずつちょっと10%になるのがずれるわけですよ。それが今私のところで説明するのが一番わかりやすい話だと

思うんですけども、検針がどうのこうのとかという細かい話をすると、ちょっとなかなか話がごちゃ混ぜになってしまうので、簡単に言うと、10月分の請求が入っている請求書のものは全て8%ということです。その翌月から10%に変わりますよという内容でございます。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） そうすると、ある程度起算日はわかっているんだけど、国の指示では準用期間があると、準備期間と言ったほうがいいのかな。それを認められているということではいいんですか、そこです。

○副委員長（清水和弘君） 寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） そのとおりでございます。ですから、例えば新規で10月から請求が入る人は全て10%になります、新規の方は。今まで続けてきている方については、10月が入るとその請求書のものは全て8%で1カ月猶予をかけていると、そういう内容でございます。

以上です。

〔「はい了解です」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第62号の質疑を終了します。

これより議案第62号 甲斐市下水道使用料条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第62号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第62号を終わります。

続いて、議案第77号 甲斐市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いします。

寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） 引き続き、よろしくお願いたします。

それでは、下水道課より企業会計移行に伴います条例の一部改正につきましてご説明させていただきます。

議案集の119ページをお願いいたします。

議案第77号 甲斐市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件でございます。

甲斐市市議会の資料につきましては、113ページをお願いいたします。

まず最初に、改正の背景(経緯)でございますが、総務省の通達により人口3万人以上の市区町村の簡易水道事業と下水道事業を公営企業会計へ移行する旨の要請がございました。これを受けまして、本市においても、簡易水道事業と下水道事業において令和2年4月1日に移行することとし、ただいま準備を進めているところでございます。

2といたしまして、公営企業会計移行による主な変更点であります。大きく分けて2点でございます。

まず1点目でございますが、関係条例等の制定・廃止及び一部改正であります。

今回議案として上程させていただいた条例改正がこれでございます。

2点目は、会計処理の方式の変更でございます。

これにつきましては、官公庁会計として現金主義の単式簿記を適用しておりましたが、これからは公営企業会計による発生主義の複式簿記となります。

次に、(3)といたしまして、公営企業会計移行の理由でございますが、施設の老朽化や人口減少による料金収入の減少など、公営企業を取り巻く経営環境は厳しさを増している状況でございます。そのような中で、みずからの経営状況を把握し経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に取り組むことが求められてございます。そこで、公営企業法の適用により、公営企業会計に移行することで民間企業との比較が可能となり、経営のさらなる健全化や効

率的な資産管理につながるものと考えております。

また、経営の自由度を増すことにより、住民ニーズの迅速な対応やサービスの向上にもつながるものと考えております。

次に、改正の概要でございますが、①として下水道事業を地方公営企業法の規定に適用し、既に公営企業会計を適用している上水道及び簡易水道事業の例規に溶け込ませ、また準用することといたします。

なお、地方公営企業法では、事業ごとに管理者を置くことになっておりますが、甲斐市水道事業と同様に独自の管理者は置かず、管理者の権限は地方公共団体の長、いわゆる市長が行うことといたします。

以上の内容につきましては、以下の該当条例14条例が対象となっております。

次に、②といたしまして、職員定数について下水道事業職員が企業職員となるため、企業職員の定数の変更をするものでございます。該当条例につきましては、甲斐市職員定数条例が対象となっております。

右のページ、115ページになりますが、主な改正条文の一覧表でございます。

上から事業の名称につきましては、「水道事業及び簡易水道事業」（以下「水道事業等」と言う。）を、「水道事業及び簡易水道事業（以下「水道事業等」と言う。）並びに下水道事業」に改めます。右が該当条例でございます。

次に、管理者の名称につきましては、現行の「水道事業及び簡易水道事業の管理者の権限を行う市長」もしくは「市長」を「水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改めます。該当条例につきましては、右表の12条例となります。

次に、職員定数の変更につきましては、下水道課の職員9名を市長部局から除き、企業職員として水道事業及び簡易水道事業の職員に加え定数の変更を行います。右が該当条例となっております。その下、水道の名称変更等といたしましては、現行で使用しております「水道」を「上下水道」と改めます。右が該当条例でございます。

以上、（3）改正条例数につきましては、一部改正が15件あります。

4、施行期日につきましては令和2年4月1日を予定しております。

次のページ、116ページから118ページにつきましては、今回の改正に伴う規則等の一覧表でございます。上から一部改正する規則4件、廃止する規則7件、一部改正する告示2件、廃止する要綱6件、一部改正する訓令3件、一部改正する規定要綱24件、一部改正する水道管理告示5件、制定する規定要綱12件の計63件でございます。前段の条例改正15件と合

計いたしますと、今回78件の条例・例規の改正をお願いするものでございます。

資料119ページから153ページまでは、個別の条例の新旧対照表でございます。それぞれ下線部が変更箇所となっております。今回につきましては、何分にも件数が多いことと変更内容が名称表記の変更など、業務内容に関する変更ではないため、個々の説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第77号の質疑を終了します。

これより議案第77号 甲斐市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第77号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第77号を終わります。

以上で条例等審査を終了します。

ここで、職員入れかえのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時30分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

続いて補正予算審査を行います。

審査に入る前にお諮りいたします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） それでは、そのようにいたします。

議案第68号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）、議案第72号 令和元年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第75号 令和元年度甲斐市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第73号 令和元年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第1号）、議案第74号 令和元年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を一括して議題といたします。

初めに、人事課より、本常任委員会所管の人件費の補正について説明をお願いいたします。
高鳥人事課長。

○人事課長（高鳥 悟君） お疲れさまでございます。

人事課より、人件費の補正につきまして、初めに職員全体の概要について説明をさせていただきます、その後に建設経済常任委員会所管の科目につきまして説明をさせていただきます。

定例会市議会資料の154ページ、こちら訂正をさせていただきました市議会資料の154ページの表をごらんいただきたいと思います。まず、上段の正職員の表をごらんください。

正職員の補正予算の内容は、本年1月1日当初予算作成時に各所属に在籍していた職員と4月1日の定期人事異動に伴う職員数の増減等による各予算科目間の組み替えを行うものと昇給・昇格に伴います給料、職員手当、共済費の増額分を相殺したものであります。

平成31年1月1日時点で、定年退職者と新規採用職員を見込んだ職員数が449人、その後新規採用予定者が1人辞退し本年3月までに6人、6月末に1人が自己都合退職となったことから、9月1日現在は当初予算より7人少ない442人となっております。

次の正職員の表の2節給料の補正額は、職員数が当初予算作成時に予定されなかった自己

都合退職者等による7人の減額分と昇給・昇格に伴います給料月額を増額分を相殺し818万2,000円の減額となります。

3節の職員手当につきましても、7人の減額分と昇給・昇格に伴います期末勤勉手当の増額及び扶養手当、退職手当負担金等の増額分を相殺し564万6,000円の増額となります。

4節の共済費につきましては、職員数の減額分と昇給・昇格に伴います給料月額を増額分を相殺し83万円の減額となります。

28節の繰出金は、水道事業会計に繰り出す児童手当分で、職員の異動に伴い42万円の増額となります。正職員の人件費の補正額は合計294万6,000円の減額補正をお願いするものであります。

続きまして、中段の再任用職員の表をごらんください。

再任用職員は、平成30年度任用の5人と平成31年度に再任用を希望した14人の合計19人となっております。3節職員手当につきましては、今年度給料の格付の見直しによります期末勤勉手当の加算割合の増加による増額分とそれに伴います4節共済費の増額となっており、合計で137万7,000円の増額となります。

次に、一番下の嘱託・非常勤・臨時職員の表をごらんください。

嘱託職員は、公民館館長の2人が再任用職員になったことから2人の減員と非常勤職員につきましても、保育士等の増員により当初予算時の325人から9人増員の334人となります。補正額につきましては、それらを相殺し、1節報酬1,196万円、4節共済費192万6,000円、合計1,388万6,000円の増額をお願いするものであります。

次に、9月補正予算説明書、こちらの補正予算説明書の18、19ページをお願いいたします。

建設経済常任委員会所管の一般会計の科目につきまして、補正予算の内容を説明いたします。

給料、職員手当、共済費の増減額の理由につきましては、先ほど説明しましたとおり、人事異動によります職員の入れかわりによるものと昇給・昇格によります増額分を相殺したものであります。

最初に、5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費です。01労働関係職員費につきましては132万4,000円を減額するものであります。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費です。01農林業関係職員費につきましては543万9,000円を増額するものであります。

次に、20ページ、21ページをお願いいたします。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費です。01商工観光関係職員費につきましては346万7,000円を増額するものであります。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費です。01土木管理関係職員費につきましては231万2,000円を減額するものであります。

4項都市計画費、1目都市計画総務費です。01都市計画関係職員費につきましては695万5,000円を減額するものであります。

次に、88ページ、89ページをお願いいたします。

一般会計に引き続きまして、簡易水道事業特別会計です。

1款事業費、1項事業費、1目一般管理費です。01一般管理関係職員費につきましては11万5,000円を増額するものであります。

次に、102ページ、103ページをお願いいたします。

地域し尿処理施設特別会計です。

1款衛生費、1項地域し尿処理施設費、1目地域し尿処理施設維持費です。01地域し尿処理関係職員費につきましては10万円を増額するものであります。

次に、116ページ、117ページをお願いいたします。

下水道事業特別会計です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。01下水道関係職員費につきましては484万6,000円を減額するものであります。

次は、水道事業会計でございます。別冊の水道事業会計補正予算説明書（第2号）をお願いいたします。

その1ページをお願いいたします。

水道事業会計の1ページ、1款水道事業費用、1項営業費用253万2,000円を増額するものであります。

以上が建設経済常任委員会が所管します人件費の補正に関する説明でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今説明を受けて先ほどの全体の中とあれなんだけれども、この補正額が人件費の中で数字を見ていくと増額だったり減額であったり、何百万というそういう単位のものなんだけれども、それは先ほどの説明の中で、その移動によるためのものということで多いのと少ないのは、そのあれはどういうわけで、所管によってその額が何十万とかあるわけですね。その辺のところ、額が大きく違うというその根拠は何。

○副委員長（清水和弘君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） それぞれの会計といいますか、所管によって違うのは、まず最初は人が入れかわっているということで4月1日に人事異動がありますので、人が入れかわりますと、その人に対する給料とか手当とか全て変わりますので、大体同じ年代ぐらいの人が交換しますけれども、そうではない場合もございますので、そこでふえたり減ったりというところが、それぞれ違うというのが一番の要因です。あとは先ほど説明したとおり、予算の作成時には昇給とか昇格という部分は見えていないので、今回4月1日で昇給・昇格したものの実績をあわせて給料等にここが増額した部分です。実際に今回減額している部分が多いですけれども、こちらのほうは人数が全体的に減ったということが大きな要因でございます。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 先ほど、水道事業のほうで企業会計になって人数が9人だかふえて企業会計のほうに行って企業職員となるという、その移動のことに関する、それは人件費の全体の中では関係はないの。あそこの水道事業の下水道事業とあれの関係は。条例の中で9人の人数がふえているよね。異動したということなんだけれども、組織上ね、その影響というのはこの人件費に対しては影響ない、関係ない。

○副委員長（清水和弘君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 資料の154ページの表が甲斐市の全体の人件費の内容でございます。ですので、会計別に一般会計から最後水道の企業会計まで全て入っていますので、甲斐市が職員に対して支払う金額が全てでございます。ですので、ことし今年度は下水道は企業会計ではなくて下水道の特別会計ということになってはいますが、それが企業会計に移りましても全体枠としては変わりませんので一緒です。

〔「はい、了解です」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 清水委員。

○委員（清水正二君） 今の内藤委員に関連するんですけれども、その人の人事異動のあれというのはわかったんですけれども、所管の中で人間的に先ほど減ったと言ったんだけれども、

その減った人数というのは所管の中全体でどのくらいになる、わからない。特別会計のそれはわかりますよね、ここに表があるから。だけれども、職員の一般の中で所管というのは、この中では減っているんだけど、減額になっているんだけど、人間的なものは減っているのかどうか。所管ごとにはわからない、それで説明を受けているんだけど。

○副委員長（清水和弘君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 予算から今回の補正で全体で正職員は7人減っていますけれども、その内訳全てではないですが、例えば児童館の館長さん、ことし定年退職された方が3人いらっしゃいまして、そこはの方が同じ方が再任用職員として配置されていますけれども、そうしますと、正職員のところから3人減になっているとか、すみません、全部7人どれかとちょっとすぐは当てはめられなくて申しわけないんですけども、目立ったところで言うと、今の児童館とかというところが3人いたのでちょっと大きいところですけども、はい。

○副委員長（清水和弘君） 清水委員。

○委員（清水正二君） というのは、前の厚生のときも聞いていたんですけども、人事課でそういう説明あるじゃないですか。そこで定数の増減があるんですよね、全体的には。だけれども、所管の中ではどこだと、人事課のほうでもってそれをやっているからということで、説明がないわけだね。すると、実際にはどこの部署で人間的に減っていてどうだということが聞けないわけですよ。だから、今人事課で聞いたんですけども。

○副委員長（清水和弘君） 暫時休憩。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 3時50分

○副委員長（清水和弘君） 再開いたします。

○人事課長（高鳥 悟君） すみません、後ほど回答させていただきます。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 1点だけ、先ほどの説明で自己都合で退職したという説明あったよね。それで退職するという事は当然正職員だと思っただけだけれども、その職員が所管はどこにいるかわからないけれども、退職すると穴があくというか、そういう状況になると思っただけだけれども、その補充というか、そういうものについてはどんな形でやっているですか。

○副委員長（清水和弘君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 人事異動で違う正職員が行く場合もありますし、全体の人数が減っていますので、正職員が賄い切れないところは非常勤職員を充てているような状況です。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 場所によってですけれども、そういう非常勤とそういう正職員のやっている仕事ウェートというか中身というかそういうものがあって、業務上に支障がないような体制をちゃんと構築できるのかというところの判断というか、そういうものについてはどんな対応をしているのですか。

○副委員長（清水和弘君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 自己都合退職の方は想定していないような場合が多いので、4月時点ですと人が足りないという状況です。最初の採用試験とかも含めまして、職員の採用計画によって次年度の4月1日の人数を計画しているわけですけれども、そこに採用試験は年内中に終わってしまって、その後に自己都合退職ということになってしまいますと、なかなかそれを正職員で補うというのは、その年、その次の年は厳しいものがあります。ですので、非常勤職員を配置して賄っています。その次の年に、また正職員を新たに採用して採用計画の人数に追いつくように次年度で多く採用するような形をとっています。

○副委員長（清水和弘君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） ちょっと細かいところを聞きそびれてしまった中で、この5款労働費18、19ページの労働諸費、ここのところ労働施設推進事業300万円、ここのところ、もうちょっと細かく教えてください。

○副委員長（清水和弘君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） すみません。そちらのほうは人件費ではなくて事業費のほうなので、この後、担当のほうから説明があると思います。

○副委員長（清水和弘君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで人事課関係の質疑を終了します。

ここで、暫時休憩し、職員の入れかえを行います。

休憩 午後 3時55分

再開 午後 3時56分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

続いて、建設課より、繰越明許費、8款土木費、2項道路橋梁費について説明をお願いいたします。

小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） それでは、建設課より、議案第68号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）のうち建設課関係の繰越明許費につきましてご説明させていただきます。

補正予算書の28ページをお願いいたします。

8款土木費、2項道路橋梁費、3目橋梁維持改良費の橋梁長寿命推進事業につきまして、請負工事費7,550万円を翌年度に繰り越すものでございます。内容につきましては、橋梁長寿命化といたしまして中央道にかかります大境橋について補修工事を予定しておりますが、交通規制対策等の問題についてNEXCO中日本との協議に不測の日数を要しており、年度内に工事の完成が見込めないために繰越明許をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

清水委員。

○委員（清水正二君） この中央道のNEXCOとのあれということで当然繰越明許ですから、年度が変わるということですがけれども、その先というか見通しというのはどのくらいで見ているんですか、NEXCOのほうで。

○副委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） こちらの大使橋の工事につきましては、大体工事期間を8カ月と予定しております。発注するまでにNEXCOと安全対策に対する協議をしまして、それ

が固まりましたら設計内容が固まるので発注できるということなんですけれども、ほぼ固まりましたので、これから多分11月ぐらいの工事発注を予定しておりますので、それから約8カ月間の工期となりますので、繰越明許をお願いするというのが今回のお願いでございます。

○副委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、建設課関係の質疑を終了します。

ここで、暫時休憩し、職員を入れかえを行います。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時01分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

続いて、都市計画課より、8款土木費、4項都市計画費について説明をお願いします。

宮本課長。

○都市計画課長（宮本 裕君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、都市計画課より9月補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

議案につきましては56、57ページを、補正予算説明書につきましては20、21ページをお願いいたします。

8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費につきましては3,498万円の増額をお願いするものでございます。

財源内訳につきましては全額一般財源となります。

21ページの説明欄をごらんいただきたいと思います。

01都市計画関係職員費につきましては、先ほど人事課で説明したとおりでございます。

11都市計画諸費につきましては4,193万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内容といたしましては、山梨県が実施しております都市計画道路田富町敷島線の整備事業に伴いまして、市所有の古村区の旧公会堂用地の一部が道路用地となることから、山梨県と甲斐市及び代替地所有者の三者契約によりまして、旧公会堂の代替地を取得するための公有財産購入費4,159万8,000円のほか、用地測量に要する委託料及び用地交渉に要する旅費有料道路等の使用料の増額をお願いするものであります。

旧公会堂につきましては、敷地は平成11年1月に寄附を受けまして市の所有となっておりますけれども、建物につきましては、古村区が使用されなくなりました地産飼育所の建物を、昭和60年に当時竜王町から地域集会施設の補助金の交付を受け改修を行い、公会堂として使用してきました。

田富町敷島線の整備計画では、旧公会堂用地を含む富竹工区2期工区は国道52号から国道20号までの間となります富竹工区1期工区の後に予定されておりましたけれども、旧公会堂の老朽化が著しかったことから、平成28年6月に古村区から公会堂の早期移転を求める陳情書が市に提出されまして、同年7月に県へ上申いたしまして翌平成29年11月に新公会堂が完成したところであります。

新公会堂の用地につきましては、2名の共有名義である所有者と協議を行う中で、平成28年9月に市が無償の賃貸契約を交わしまして、公会堂用地として古村区へ無償で貸し出しておりましたけれども、平成30年1月に共有者のうち1名がお亡くなりになりまして、その後、本年5月にもう1名の共有者から市へ連絡がございまして、売却の意思があることが伝えられたところでございます。

山梨県とも協議する中で、今回の公会堂用地について山梨県と甲斐市及び代替地所有者の三者契約による取得が可能であるとの確認ができましたことから、今回補正予算において増額をお願いするものでございます。

公有財産購入費の内容といたしましては、市所有の旧公会堂用地の敷地、これは全3筆でございまして、面積は合計で339.13平米でありますけれども、このうち262.17平米が道路用地となります。一方、代替地提供者が所有いたします新公会堂用地は、これは一筆でございまして面積は1,152平米でございます。このうち現在新公会堂用地として利用している面積は575.19平米でございまして、代替地提供者、こちらのほうは1,152平米の全ての売却を希望しております。公会堂用地以外の576.81平米につきましても、今後他の用地の代替地などとして活用できることから、今回代替地提供者が所有する1,152平米全てを市が取得するという内容で、1,152平米の用地購入費の見込み額から市所有の旧公会堂用地のう

ち道路用地となる262.17平米の売り渡し価格の見込み額を引いた差額、これを用地購入費として計上させていただいたものであります。

補正予算説明書の22、23ページをお願いいたします。

次に、8款土木費、4項都市計画費、5目公園建設費につきましては441万8,000円の増額をお願いするものでございます。

財源内訳でございますけれども、地方債の410万円につきましては合併特例債で、一般財源につきましては31万8,000円になります。

続いて、内容についてご説明をさせていただきます。

01公園整備事業でございますけれども、仮称上八幡公園整備事業におきまして、令和2年1月24日までを工期として実施しております管理棟新築工事の際に、建物の地下ピット及び基礎を打つために掘り起こしをした箇所から電化製品や古タイヤなどが多数見つかったことから、その処分に対応するため工事請負費の増額をお願いするものでございます。

以上が都市計画課の9月補正予算の内容となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 清水委員。

○委員（清水正二君） 先ほど用地取得のあったんですけれども、話の中で新しくできる田敷線にその公会堂の元の用地があつて、それを新しい古村区の公会堂を持っている人の分と田敷線に引かかる部分を県とそういうふうな形でもってやって、残りの分というのを今お話の中だと全体で1,152平米ということで、古村区の用地と公会堂の用地として575平米、残りの分というのは今言う別の用途もまたあるかということで、その別の用途というのは今のところ、古村区が使うのではなくて別にそれを用途としてとっておくということですか、そこちょっと確認したいんですけども。

○副委員長（清水和弘君） 宮本課長。

○都市計画課長（宮本 裕君） おっしゃるとおりでございます。残地になります残りの用地につきましては、他の代替地等として活用する予定でございます。

○副委員長（清水和弘君） 清水委員。

○委員（清水正二君） その古村区が使う以外の代替用地としてそれとってあるんですけども、

500平米は坪数で言えば2反分くらいなのかな、そういうふうな形になるんですけども、市の用途としては今これは建設課のほうでもってそれ都市計画で用地取得しているんですけども、用途としてはどういうふうなことを考えているんですか。

○副委員長（清水和弘君） 小林部長。

○建設産業部長（小林信生君） 残りの用地につきましては、同じく田敷線のほかのところでは家が建つ方がいらっしゃって確定ではございませんが、代替地を求めている方が何人かいらっしゃるといふ形のことがありますので、今回と同じような形で今度は土地の所有者が市になるわけですが、県とその立ち退きをなさる方と市と三者契約で同じような形の田敷線の代替地という形の中で、今のところ考えているところでございます。

○副委員長（清水和弘君） 清水委員。

○委員（清水正二君） となると、仮定の話ですけども、それが代替地となってそういうふうになると、県のほうから今度は代替地分として市のほうにお金が入ってくるという形にはなるんですか。

○副委員長（清水和弘君） 小林部長。

○建設産業部長（小林信生君） はい、おっしゃるとおりでございます。

○副委員長（清水和弘君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 私も直接関係したものであれなんだけれども、一番不思議なのは、公会堂建設当時から思っていたんだけれども、持ち主さんから賃貸の契約みたいのをしたという話も聞いていない。所有者さんはまあ、いいや公会堂だから建ててもいいよというふうに言ってくれた。そこへ何か所有者不明の公会堂が法律的になぜ建てるのかなというのを非常に不思議に思っていたんだけれども、それは何か市としては何か特別なそういう要綱というふうなものがあるんですか。

○副委員長（清水和弘君） 小林部長。

○建設産業部長（小林信生君） 当初、今公民館を建てかえたという事業については、私どもではなくて市民活動支援課のほうで全部やっけていまして、今度用地を取得するという形で都市計画のほうへ話もありました。大変申しわけございませんが、その今建っているというのがどうやって建てたというのは、ちょっと経過は申しわけございません。私わからないところで申しわけありませんが、また後で市民課長、支援課のほうへ連絡してご説明伺うように話をしたいと思います。

○副委員長（清水和弘君） 斉藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） そうは言うけれども、本来であれば都計じゃんね。建設課ですか、それとも。確認申請、その他の問題に関する部分はどうなるかということ。

○副委員長（清水和弘君） 小林部長。

○建設産業部長（小林信生君） 確認申請の受け付けというのですか、窓口は建設課になるわけですが、受け付けして県のほうへ上申しますので大変申しわけございません。私余りそのときに携わっていませんので、確定したことはちょっと申せませんので、すみません。また後ほどということをお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） よろしいでしょうか。ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで都市計画課関係の質疑を終了します。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 4時13分

再開 午後 4時15分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

続いて、農林振興課より、6款農林水産業費、1項農業費について説明をお願いいたします。

箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、農林振興課の9月補正につきましてご説明をさせていただきます。

議案書につきましては56、57ページになります。

補正予算説明書は18ページから21ページとなります。

初めに、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費について7万2,000円を増額補正させていただくものであります。

財源内訳については一般財源となります。

内容につきましては、本年11月に開催をされます山梨県農政推進農業委員農地利用最適化推進委員大会に出席するためのバスを借り上げるため、使用料及び賃借料を増額補正させていただくものであります。当日、市の公用バスが既に予約されておりまして使用することができませんので、民間のバスを借り上げさせていただくものでございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の地産地消事業について84万7,000円を増額補正させていただくものでございます。

財源内訳につきましては、全て国県支出金となります。

内容につきましては、梨北農業協同組合が実施主体となり平成29年度から双葉地区において白ねぎの栽培に取り組んでおり、初年度は10アールの試験栽培を行いJAの直売所において販売をいたし、昨年度は作付面積を50アールに拡大し市場へ出荷したところ、現在、市場では県内産の白ねぎの取り扱いがなく、小売店から作付面積の拡大や全量買い取りの要望があったことから、白ねぎの生産体制を整え作業の効率化や品質の統一、また生産性の向上を図るため、圃場の土地をより深く掘り起こすための心度破碎用機具と選別機の購入に対し事業費の2分の1を補助するため、負担金補助及び交付金を増額補正させていただくものでございます。

なお、財源となる国県支出金につきましては、歳入予算の16款県支出金、2項県補助金、5目農林水産業費県補助金において同額の84万7,000円を増額補正させていただきます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費の県営土地改良事業について2,970万円を増額補正させていただくものであります。

財源内訳につきましては、地方債として合併特例債2,790万円、残りの180万円は一般財源となります。

内容につきましては、現在、山梨県が市内において行っている県営の土地改良事業について、県の当初予算が暫定的なものとなっておりましたが、さきの6月補正において事業費が確定をし、市の負担金額に変更が生じることとなったため、関係するそれぞれの工事への負担金賦課金を増額補正するものでございます。

内容は、まず事業費負担金として、かんがい排水事業の楯無堰の改修で380万円の増額、中山間地域総合整備事業の双葉北部地区における圃場整備事業で1,845万円の増額、農村地域防災減災事業として後沢ため池耐震対策事業で60万円の増額、同じく龍地ため池耐震対策事業で660万円の増額、また、ため池関係の事業に対する特別賦課金としまして、かんが

い排水事業で8万円、後沢ため池改修で17万円、合計で25万円を増額補正させていただくものでございます。

これらの事業のうち、双葉北部地区の圃場整備事業と後沢ため池、龍地ため池の耐震対策事業につきましては、それぞれ今年度末の完成を目指しておりますが、いずれの事業も現時点における進捗状況から令和2年度に若干ずれ込む可能性があるとのことではありますが、市といたしましても、生産性や作業効率の向上を図るための農業基盤整備や安心・安全なため池施設整備の早期完成に向け、引き続き県や関係団体と協力してまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方にもご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上が農林振興課の9月補正予算の内容となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今地産地消事業で白ねぎの増産ということで、非常にこれ喜ばしいことだと思うし、最初に比べて50アールと5倍も生産量をふやしたと。なおかつ今度それをさらに拡大するというので、これ、どの辺でどういうふうにつくっているのですか。

○副委員長（清水和弘君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 具体的に全てをちょっと把握はしておりま線けれども、双葉の農の駅目の前とか、双葉体育館に向かって行くところの手前あたりでスポーツ橋のあのあたりでつくっています。今後は今ご説明申し上げましたように、マルチプラウというトラクターの後ろにアタッチメントで機械を取りつけて、要はネギをより深くこう植えられるように土をやわらかくするための機械とそれから品質を統一した品質で出荷できるように、いわゆる自動の選別機、太さを機械が読み取ってたしか5つの種類に分けられたと思うんですけども、その機械を購入するための事業費に対して2分の1を補助をすると、そういう内容でございます。

○委員（内藤久歳君） 初めてこの補正の説明を受けて、ネギなどというのをつくっているのかなと耳にしたわけで、なおかつ双葉地区のところで作っているということで、これは直接その遊休地の活用になるかどうかわからんけれども、こういったニーズがあってやるということに関しては、今後農林振興課でも、あいている土地があったらもうこういうものをどんどん、どんどん用地の有効活用とそしてもっと言えば甲斐市の特産品になるような導きを

してやると、なおかつ農業をやっている人たちがよくなると思うですよ。だから、そういう点に関しても、もうちょっと初めてこのことを知ったから、当然梨北との連携もあるだろうし、するんだけど、その辺についても今後ちょっと目を向けてやって、さらに発展していくように頑張ってもらいたいと思う。どうですか、部長。

○副委員長（清水和弘君） 小林部長。

○建設産業部長（小林信生君） おっしゃるとおりでございます、ネギが特産になるのかなというのは、ちょっと私も余りなくて話を聞いたら、ああ、そういうこともあるんだという形です。私も若干農業の家がやっていますので、ネギをつくるのであれば、そんなに果樹とかやるよりは手間がかからない。そうすると、高齢の農家さんもある程度対応できるんじゃないかなということで、特産になればいいと私も思っています。一応、農協を中心にそういう形の中で、そういう遊休農地の対象とか、そういう形の中でうちも農業委員さん等を通じて、そういう指導までできれば本当に特産になってもらいたいと思いますので、そういうのを心がけていきたいと思っています。

○副委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 白ねぎのこと、できれば余談の話ですけれども、議員さんあたり22本ですからね、持ってこれれば実際見せればいいと。それはそれでいいです。じゃ、ちょっとその下の県営土地改良のことで、ちょっとお尋ねします。2,900万ということの中の内訳が1、2、3、4つあるわけですけれども、その中で龍地ため池のこととちょっと後沢のため池のこととお聞きをします。後沢のところは通ってよくはわかるんですけれども、龍地のところは先日登って行ったんですけども、中へ入らせてもらって大分おくられているということですが、そこで後沢のほうは耐震というか、この工法が深く掘ってあったり、盛ってあったりしたところがいろいろあるけれども、そのことについて、わかる範囲でいいからちょっとお聞きを願いたいんですけれども、わかりますか。

○副委員長（清水和弘君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） では、わかる範囲でご説明させていただきますけれども、一番深く掘ってあるところが一番下に泥水を吐かせるためのゲートがついております。あれがため池ができてから、もう何十年もたっているということで、土の中に埋まってしまっていて、もうここ何十年も泥の吐き出しがされていなかったというようなことがございまして、今回の耐震の工事にあわせて要は泥吐けの部分を正常に動くように直していただくということを今やっております。当然その底にたまっていた泥については、場内の中にどこかにス

トックしなければならないので、北側のほうのところは今成長してちょっと段、段、段と階段のような形になっておりますけれども、というふうな形で今場内の中にストックというか、瓦れというか置いてあるような形になっております。

○副委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 後沢はわかりました。それで龍地のほうが大分今のあれでもしかしたら繰越明許ぐらいになるじゃないかということで来年まで持ち越しのようですけれども、この工法について業者に聞いたら大変手間がちょっといろいろかかるということなんですけれども、その内容を聞きたいんですけれども、私ばかりじゃなくてほかの人も聞きたいと思いますので、ぜひこの点をまたわかる範囲で結構です。できれば細かく。

○副委員長（清水和弘君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） お答えをさせていただきます。

龍地のため池につきましては、当初、現在のため池の斜めに約半分のところに土のうの袋を積んで一旦北側の流入口のほうからの部分にだけ水を入れて、今年度、南側の部分で耐震の工事をするという予定でございましたけれども、実際水を入れたところを1トン土のう境になっている部分から下流のほうへ水が漏れてしまうというふうな状況が発生をしました。当初、それを水中ポンプや何かでくみ上げをして戻すということで対応していたんですが、とても間に合わないということで、龍地のかんがい排水期成同盟会の役員さん方に理由の説明を県のほうでしまして、今年度は一旦全て水を一度ためさせていただいて、今行っていていただくと全て今水が溜まっている状態です。その真ん中に1トン土のう龍地の頭がちょっと見えているような状態になっておりますけれども、全て水をためさせていただいて、今年度は適正に水が排水できるような形をとらせていただきたいと思います。ことしの農作業が終わって、そろそろもうその時期ですけれども、水がいらぬ時期になりましたら水を全部払って、耐震の工事に入るというような形になりますので、県のほうでもできるだけ今年度末までには終わらせたいとは話をしておりますけれども、現実的にちょっと厳しいかなという部分もございまして、龍地のかんがい排水の方々にも、そういった旨のご説明は一応させていただいているような状況でございます。

以上でございます。

○副委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 丁寧な説明ありがとうございます。ちょっと部長にも言っておきますけれども、工事がどうのこうのじゃなくて2つの龍地のため池と後沢のね、そういうところ

は、やっぱりきょう委員会のときに道路認定ばかりじゃなくて、本当はもうちょっと委員長が休みなんだけれども、その前にそういうところをちょっと見学というか現場を視察をしたいということで、金丸委員長には、私のほうから要望はしておいたんですけども、伝わってこちらのほうがだめと言ったと思うんですけども、次回からは絶対そういうようなことを、いろいろ今後上八幡公園とかいろいろあるけれども、ああいうところは表へ出るもんだけれども、水の下へ出ると、ああいうところは本当にそこを見ないと委員さんたちが直接のあれが出ないので、これだけはまた時間があつたら後沢ですか、また田植えになったら抜くということですから、そのときにまた見せていただければ、ぜひお願いしたい、そんなふうです。これは要望です。

○副委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

横山議員。

○議員（横山洋介君） すみません、地産地消のことなんですけれども、白ねぎが大変喜ばしいことなんですけれども、この今需要がどのぐらいあつて、最終的にどのぐらいのシェアのところまでもっていきたいというお考えかというのわかりますか。

○副委員長（清水和弘君） 久保係長。

○農林総務係長（久保欽一君） 需要につきましては、先ほど課長が申し上げたとおり、市場のほうでは山梨県産の扱いというのがなくて、あるだけもう全部買い取りたいというような状況でございます。ことしは収量を20トンを予定しております、これは5キログラムの箱で4,000ケース、それで令和4年には、この4倍である1万6,000ケースまでふやしたいというような計画でございます。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） そういうことであれば、例えば市のほうで、プラスこういうのとかとは別で、何か補助的なものというのを出せる施策というか、そういったものというのはあるんでしょうか。

○副委員長（清水和弘君） 久保係長。

○農林総務係長（久保欽一君） 市単独での補助金ということですが、とりあえず、

今のところ、そういう考えはないんですけれども、先ほども要望でありましたとおり、農地の確保というところにつきましては、農業委員会とも協力しまして双葉地区の龍地の辺ですかね、その辺で一団の農地がございますので、利用状況調査、アンケートなどを行いましてネギのほうに貸していただけるかということで、こちらのほうも協力をしていく予定でございます。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） やはりその白ねぎが非常に興味があるので、あえて聞きますけれども、多分放棄地とかいろいろなところがあるので、今後の放棄地対策になるのではないかなと思うんですが、これも一つの組合、もしくは一つの個人、この辺ちょっと私聞き漏らしたのかちょっとわからないんですけども、どちらでしたっけ。

○副委員長（清水和弘君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 梨北農業協同組合さんが事業主体という形でやっていただいています、実は先般ついまだ最近なんですけれども、梨北農協さんのほうでネギ部会という部会をつくりまして、今後そのネギ部会の方々が専門にネギをつくっていかうじゃないかということで、今一生懸命久保係長のほうから今、お話がありましたように、土地を探しているというような、あれば、あるだけ借りたいというのが今実際のところらしいので、そんな形でどんどん、どんどん広がって行って、先ほどもちょっとお話に出ましたけれども、甲斐市の中のブランドネギというようなものが確立できれば一番いいのかなというふうには考えております。

○副委員長（清水和弘君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） 確かにネギは用地さえあれば、そんなに手間がかかるものではない。ただ白ねぎだから結構土を深く植えなければならない。逆に土を上の方までかぶせなければならない。そうしないと白いものができないということなんだけれども、それは味とか何とか、そういえば農の駅とか何とかにありますか。やはり、それだけの目玉商品とすることになれば地元の人もしっかり1回はどういう種類かわかりませんが、そういうところってあるんですか。

○副委員長（清水和弘君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 双葉の農の駅のほうには置いてはございませんけれども、JAの直売所、それから市場のほうに行けばあるかと思っておりますけれども、まだ今の農の駅には

ちょっと出してはいないはずです。

○副委員長（清水和弘君） よろしいでしょうか。ほかにありますか。

有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 県営のこの土地改良事業の今度は補正するんだということで、先ほど説明があつてご苦労さまです。双葉北部地区の整備事業に充てるんだらうという説明だったですよね。当初の計画ですと、今駒沢地区の辺で圃場整備やっていますよね。整備したり何かしたり、それから最初の計画だと、もう一つ荒廃したところも整備するんだという計画だったですよね、たしかね。その宇津谷地区の上のほうはね。今こういう補正などをして合併特例債などを使ってやっていますけれども、心配なのは最初予定していたものが、今後も継続してやっていけるのか。その辺の見通しというのはどうなんですか。

○副委員長（清水和弘君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 今、有泉議員さんのほうからご質問がありましたように、双葉の地区につきましては、一応今年度末までで何とか、実際はちょっとまたいでしまうのかなというふうに思っておりますけれども、今回は双葉滝沢と駒沢の間のところが最後になる予定です。その後、引き続き米沢地区の高台のところにあるはなどという場所がございますけれども、そちらのほうについても既にもう事業のほうに取り組んでおまして、もう何回か換地委員会のほうも開催をさせていただきまして、先般11日の日にも換地委員会のほうをさせていただいて、地権者の方々を含めて事業の整備内容等について協議をさせていただいておりますので、そちらのほうも引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

〔「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで農林振興課関係の質疑を終了します。

ここで、暫時休憩し、職員の入れかえを行います。

休憩 午後 4時38分

再開 午後 4時49分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

ここであらかじめ申し上げます。本日の委員会は時間を延長して行いますので、ご了承ください。

続いて、商工観光課より5款労働費、1項労働諸費について説明をお願いします。

島田課長。

○商工観光課長（島田 伸君） お疲れさまでございます。

商工観光課の補正予算につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書18ページ、19ページをお願いいたします。

それでは、18ページ、5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費であります。

補正前の額3,685万2,000円に対しまして167万6,000円を増額補正し、補正後の額を3,852万8,000円とするものでございます。

財源内訳であります。225万円が山梨県移住支援金交付事業県補助金、75万円が一般財源となります。

19ページの説明欄をごらんください。

01労働関係職員費につきましては人事課で説明したとおりでございます。

15労働施策推進事業300万円ですが、7月の常任委員会におきましてご説明させていただきました今年度、国の地方創生推進交付金を活用しました移住支援事業に伴う19節負担金補助及び交付金の増額補正でございます。全国的な人口減少が続く中、人口が増加している東京圏への一極集中を是正し、地方の担い手不足対策としてU I Jターンを促進するため、本年度国が実施する地方創生推進交付金を活用し、山梨県と共同で本市への移住促進と中小企業等における人手不足の解消を図るものでございます。補正額につきましては、甲斐市まち・ひと・しごと創生総合戦略平成31年度成果目標の移住定住促進事業を通じた移住者数年間5人により単身1世帯の補助金額60万円を乗じた300万円の増額補正をお願いするものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これはこの5人をやるために新たにできたのか、それとも今までやってきた継続的なものがあるって、ここで新たにこの300万円ということで60万円の5人ということでこれができたの。その辺の経過を。

○副委員長（清水和弘君） 島田課長。

○商工観光課長（島田 伸君） これにつきましては、新規で事業を起こすものでございまして、見込み数につきましては、先ほどお話したとおり、甲斐市のまち・ひと・しごとの総合戦略の中で推計を目標数値を出しておりますので、それが1年間5人ということで、それで補助単価の60万円を掛けまして300万とさせていただくものであります新規事業になります。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 新規事業はいいんだけど、これ今年度補助金をもらって一応事業年度というか、そういうものをことし今もらったって、ことし中に5人努力はするんだろうけれども、そういう目標人数を確保するための方法というか、今までは移住・定住なんて結構やってきたじゃんね。改めてここで60万円というものを関してもらおうということは、今までこういうものがなくて新規事業ということでやるんだけど、今までと継続しながらここを進めていくというそういう認識でいいの。

○副委員長（清水和弘君） 島田課長。

○商工観光課長（島田 伸君） この事業につきましては、国の交付金を活用しておりまして期間が決まっております。6年間の期間ということで、国の補助金2分の1、そして県が4分の1ということで、それが財源となっております。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 6年間ということは、1年に1人ということ、30人。

○副委員長（清水和弘君） 島田課長。

○商工観光課長（島田 伸君） 5人が6年間で30人ということではありますが、今年度新規の実績を見まして来年度につきましては、勘案しながら人数のほうを予算計上していきたいと考えております。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 国からある面ではこういう事業を地方創生といってやってお金はくれるんだけど、この予算の執行をするのはやっぱり地方がやっていくわけじゃん。そうすると、国はそういうことを言うけれども、今度は皆さんがそれを実行するとき非常に大変だと思うんだよね。今までの移住・定住ということを見ても、なかなか目標に達しては今まで

の実績を見たときには、その辺のところについて何かこのお金はもらうけれども、このことに関して今後どうしていったらいいのかというようなことも考えていかなければお金はもらったけれども、この目標を達成するためにどうしたらいいかということも、これから考えることだろうけれども、今までの状況を見ていると、なかなか厳しいような気がするんだけど、その辺の策というのは何か考えているの。

○副委員長（清水和弘君） 小林部長。

○建設産業部長（小林信生君） この事業、先ほど言っていますように、新規の事業ということで一旦は市にお金が入るんですが、さっき1人60万というのは来た人に差し上げるお金、今までこれは東京の23区とかに住んでいる、勤めている方がこっちに来た場合という条件があります。今までどおり東京の催しとかそういうので移住・定住の説明会をするんですが、そこでちょっと餌という大変ですが、今来るとその60万もらえるよという形で資金が全然なくてこっちへ帰ってくるとかいうのは厳しいという人に、そういうような特典があるという形の中で運動をしていくという形になりますので、その辺をアピールしてなるべくこっちへ来てもらうという形をとります。市独自で「KAISTYLE（甲斐スタイル）」とか、そういうのを通じてそういうことはやっているんですが、これが来たから新しいPR事業をやるというまでは、ちょっと考えていないところがございますが、これは一部県下の市町村でもちょっと足踏みをしているところは何カ所かありますが、県のほとんどのところは参加するものでございます。だから、そういうところと足並みをそろえて甲斐市独自でやってもなかなか難しいと思いますので、山梨県単位ぐらいでそういう東京とかそういうところでPRできたらなというふうに考えております。

○副委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

五味議員。

○議員（五味武彦君） その定住なんだけれども、申請したじゃ、それがオーケーでと審査の上オーケー出たと。いつごろ支払われるのか、条件がいろいろあろうとは思っているけれども、まずいつごろ支払われるのかな、どうなんだろう。

○副委員長（清水和弘君） 藤井係長。

○商工労働係長（藤井亮一君） お答えします。

申請でオーケーが出てから3カ月以内にはお支払いするという事になっていますので、
そういった中でお支払いするようにします。

○副委員長（清水和弘君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） 言ってみれば最速で4カ月とかそのくらいに出るとは思うんだけど
も、問題は定住すればいいんだけど、例えば半年後にはどこかへ行ってしまった。その
場合、その返還とか定住何年とかいう決まりというのが当然あるかと思うんですよ。そこ
をちょっとお知らせいただけますか。

○副委員長（清水和弘君） 藤井係長。

○商工労働係長（藤井亮一君） 五味議員のおっしゃるとおり、返還の規定はありまして、5
年以内に他の市町村に転出した場合であるとか、あと1年以内に企業に就職していただく
というのも許可というか、支援金の支給の条件になるんですけれども、それを1年以内にやめ
た方、あとただ病気ですとか、天災で会社が例えばつぶれてしまったとか、そういう場合は
除くんですけれども、基本的には1年以内に離職をしたりとか、5年以内に転出をされたり
とか、そうすると、半分だったり全額だったりというのはあるんですけれども、いずれ返金
をしていただくという決まりはもちろんあって、それを理解して承知していただいた上での
許可になりますので、そんな形でやらせていただいております。

〔「了解です」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで商工観光課関係の質疑を終了します。

ここで、暫時休憩し、職員の入れかえを行います。

休憩 午後 5時00分

再開 午後 5時03分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開いたします。

人事課で、先ほどの質問に対する回答を行います。

高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 先ほどは失礼いたしました。

7人の減員の詳細でございますけれども、全体の人数から単純に7人減ったということではなくて、ふえたり減ったりというところで、実際のところは18人減ったところ、あと11人ふえたところで差し引き7人減ったということなんですけれども、具体的な所属で言いますと、減ったところからですけれども、秘書政策で1人減員、それから会計課で1人減、あとは、これ科目でいうと総務費の一般管理費で、一番金額が多いところでございますけれども、そちらに所属しているところの育児休業だった職員が育児休業が明けて復帰したところで、それぞれの所属に復帰しているところが4人いまして、また、そのほかに先ほど説明した新規で採用予定者が1人辞退したものであったり、普通退職者であったりというところを差し引いたりしますと、全体でそこで10人減っています。そのほかの所属で言いますと、敷島支所で2人減員、双葉支所では1人増になっています。また、福祉課では2人増員、子育て支援課も1人増、あと保育園で1人減、児童館では2人減、あと健康増進課で1人増、農林振興課で1人増、商工観光課で1人増、都市計画課で1人減、学校の関係で中学校にいた職員が1人減、給食センターで1人増と生涯学習文化課で1人増、スポーツ振興課で1人増、あと長寿推進課で1人増、下水道課で1人減ということで、そちらを相殺しますと7人の減員ということになります。

以上でございます。

○副委員長（清水和弘君） よろしいでしょうか。

ここで、暫時休憩して、職員退室をいたします。

休憩 午後 5時05分

再開 午後 5時06分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

望月課長。

○上水道課長（望月新路君） 先ほど、五味議員からご質問をいただきました甲府上下水道局がします敷島地区につきまして調べましたので報告させていただきます。

検針日のほうが奇数月の19、20日となっております。ですので、10月、11月分については8%、12月、1月分から10%となることとなります。

以上です。申しわけありませんでした。

○副委員長（清水和弘君） よろしいですか。

続いて、下水道課より4款衛生費、3項清掃費及び8款土木費、4項都市計画費について一括で説明をお願いいたします。

寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） お疲れさまでございます。

それでは、下水道課から所管いたします一般会計予算の説明をさせていただきます。

補正予算説明書の18、19ページをお願いいたします。

4款衛生費、3項清掃費、1目清掃費の右側説明欄になりますが、08地域し尿処理施設特別会計繰出金の10万円の増額につきましては、地域し尿処理施設特別会計への繰出金を増額するものでございまして、詳細につきましては、この後の地域し尿処理施設特別会計の補正予算の中でご説明を差し上げます。

続きまして、同じく補正予算説明書の22、23ページをお願いいたします。

一番上になりますが、8款土木費、4項都市計画費、3目下水道費、右説明欄の01下水道事業特別会計繰出金であります。484万6,000円の減額につきましては、下水道事業特別会計への繰出金を減額するものでございまして、詳細につきましては、同様にこの後、下水道事業特別会計の補正予算の中でご説明させていただきます。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで下水道課関係の質疑を終了します。

続いて、上水道課より4款衛生費、2項環境衛生費について説明をお願いします。

望月課長。

○上水道課長（望月新路君） それでは、同じく補正予算説明書18、19ページをお願いしま

す。

一番上段になります4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費、28節繰出金11万5,000円につきましては、人件費関係の補正であり、16簡易水道事業特別会計繰出金を増額するものです。内容等につきましては、次の簡易水道事業特別会計補正予算においてご説明いたしますので、よろしくお願いします。

以上になります

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで上水道課関係の質疑を終了します。

以上で議案第68号の質疑を終了します。

これより議案第68号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第68号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第68号を終わります。

続いて、議案第72号 令和元年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の審査を行います。

歳入歳出一括で当局より説明をお願いいたします。

望月課長。

○上水道課長（望月新路君） それでは、議案集81ページをお願いします。

議案第72号 令和元年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出それぞれ11万5,000円を増額し、歳入歳出それぞれ9,197万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、補正予算説明書86、87ページをお願いします。

まず、歳入でございます。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正前6,747万5,000円に11万5,000円を増額し、6,759万円とするものです。内容につきましては、職員給与繰入金の増額補正であります。

次ページの88、89ページをお願いします。

歳出になります。

1款事業費、1項事業費、1目一般会計費、補正前4,115万8,000円に11万5,000円増額いたしまして、4,127万3,000円とするものです。補正額の財源内訳は、その他、職員給与繰入金となります。内容は、人事異動に伴う給与等の補正であります。

以上が説明となります。よろしくをお願いします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第72号の質疑を終わります。

これより議案第72号 令和元年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第72号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第72号を終わります。

続いて、議案第75号 令和元年度甲斐市水道事業会計補正予算（第2号）の審査を行います。

歳入歳出一括で当局より説明をお願いいたします。

望月課長。

○上水道課長（望月新路君） 議案集の99ページになります。

議案第75号 令和元年度甲斐市水道事業会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

説明につきましては、別冊の令和元年度水道事業会計補正予算説明書（第2号）にて説明させていただきます。

令和元年度甲斐市水道事業会計補正予算説明書の1ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございますが、こちらの補正はいずれも人事異動に伴う人件費の補正でございます。

まず、収入でございます。

1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金を42万円増額させていただくものです。内容につきましては、一般会計にて負担していただいている手当、児童手当の増額補正となります。

次に支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費を277万9,000円増額させていただき、4目業務及び総係費はマイナスの24万7,000円減額となります。2目と4目を合わせて、第1項営業費用を253万2,000円増額させていただくものです。内容につきましては、先ほど述べましたとおり、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

また、企業会計の性質上、収入と支出の額は合致しておりません。

2ページ以降の予定キャッシュフロー計算書及び予定貸借対照につきましては、大きな変更はございませんので、説明は省略させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第75号の質疑を終わります。

これより議案第75号 令和元年度甲斐市水道事業会計補正予算（第2号）について、討論、採決を行います。

まず本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第75号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第75号を終わります。

ここで、暫時休憩し職員が退出いたします。

休憩 午後 5時19分

再開 午後 5時20分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

続いて、議案第73号 令和元年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第1号）の審査を行います。

歳入歳出一括で当局より説明をお願いいたします。

寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） お疲れさまでございます。

それでは、下水道課が所管いたします地域し尿処理施設特別会計の補正予算につきましてご説明申し上げます。

議案集の87ページをお願いいたします。

議案第73号 令和元年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,480万8,000円とするものでございます。

初めに、歳入からご説明させていただきます。

補正予算説明書の100、101ページをお願いいたします。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金につきましては10万円の増額補正をお願いするものであり、さきに人事課から説明がございましたとおり、人事異動に伴う人件費の増額補正となっております。

次に、歳出であります。補正予算説明書の102、103ページをお願いいたします。

1款衛生費、1項地域し尿処理施設費、1目地域し尿処理施設維持費につきましては、10万円の増額補正でありまして、財源内訳につきましては、その他一般会計繰入金でございます。右側の説明欄になりますが、01地域し尿処理関係職員費の10万円の増額補正につきましては、さきに人事課から説明がありましたとおり人事異動に伴います人件費の増額補正をお願いするものでございます。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第73号の質疑を終わります。

これより議案第73号 令和元年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第1号）
について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第73号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第73号を終わります。

続いて、議案第74号 令和元年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の審査
を行います。

歳入歳出一括で当局より説明をお願いします。

寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） 続きまして、下水道事業特別会計の補正予算につきましてご説
明申し上げます。

議案集の93ページをお願いいたします。

議案第74号 令和元年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出予算それぞれ484万6,000円を減額し、歳入歳出予算の
総額をそれぞれ23億1,682万円とするものでございます。

初めに、歳入からご説明申し上げます。

補正予算説明書の114、115ページをお願いいたします。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金484万6,000円の減額補正につきましては、さきに人事課から説明がございましたとおり、人事異動に係る人件費の減額に伴う職員給与費繰入金の減額補正であります。

次に、歳出であります。補正予算説明書の116、117ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2節給料298万円の減額、3節職員手当等127万9,000円の減額、4節共済費58万7,000円の減額で合計484万6,000円の減額補正となっております。

財源内訳につきましては、その他の一般会計繰入金であり右側の説明欄になりますが、01下水道関係職員費484万6,000円の減額につきましては、同じく人事課から説明がございましたとおり、人事異動にかかわる人件費の減額補正をお願いするものでございます。

以上で下水道課が所管いたします令和元年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第74号の質疑を終わります。

これより議案第74号 令和元年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第74号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第74号を終わります。

これで補正予算の審査を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 5時28分

再開 午後 5時29分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

引き続き、請願審査を行います。

請願第1－6号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書を議題とします。

紹介議員である谷口議員より請願の内容説明をお願いいたします。

谷口議員。

○議員（谷口和男君） 請願第1－6号 請願書の紹介議員谷口和男でございます。

山梨県労働組合総連合から甲斐市議会宛に「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願書」が提出されております。これから紹介させていただきます。

請願の趣旨を読み上げることで紹介いたします。

請願の趣旨

労働者の4割が非正規雇用、4人に1人が年収200万円以下というワーキング・プアとなり、平均賃金は2000年に比べ15%も目減りしている。世界にも例のない賃金の下落が、消費低迷、生産縮小、雇用破壊と貧困の拡大を招く中、政府が「賃上げによる経済の好循環」を目指すことは理論的には正しい。

2019年の地域別最低賃金の目安では、最高の東京都で時給1,013円、山梨県では837円、最も低い地方は787円に過ぎず、フルタイムで働いても年収140万円から180万円ほどしか得られず、これでは人間らしいまともな暮らしはできない。また地域間格差も大きく、山梨県

と東京都では、同じ仕事をしていても時給で176円も格差があるため、若い労働者の都市部への流出を招いてしまっている。

安倍首相は、「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1,000円を目指す」と延べ「GDPにふさわしい最低賃金にする」として、現在の最低賃金の低さを認め、引き上げを進めると述べた。しかし、2010年に行われた雇用戦略対話では、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」とした「政労使三者合意」が成立している。「毎年3%程度」では、雇用戦略対話での合意を先延ばしし、格差と貧困の解消をおくらせるだけである。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は低水準と地域格差が特異点であり、先進諸国のグローバル・スタンダードに近づけるためには最低賃金の地域間格差を是正し、全国一律最低賃金制への改正と金額の大幅な引き上げが必要である。「最低賃金1,000円以上」は、中小企業には支払いが困難との意見があるが、欧州の先進諸国の最低賃金は、購買力平均加算で時間額1,000円以上、月額約20万円以上は当然である。そうした高い水準の最低賃金が労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせている。それらを保障するために、政府が率先して大規模な中小企業支援策を実施し最低賃金引き上げを支えている。日本でも、公正取引ルールを確立し、中小企業への具体的な支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要がある。人間らしく生活できる水準の最低賃金を確立し、これを基軸として生活保護規準、年金、農民の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備すれば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができる。最低賃金の地域間格差をなくして大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出するようお願いいたします。

別紙はこちらお配りしたものです。

記

請願項目

1、政府はワーキング・プアをなくすため、政治決断で最低賃金をすぐに1,000円以上に引き上げること。

2、政府は、全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。

3、政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するために直接支

援として中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現すること。

4、政府は、中小企業に対する大企業による優越的地位の乱用、代金の買ったたきや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章を踏まえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を抜本改正すること。

5、政府は雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。

以上でございます。

採択のほどよろしくお願い申し上げます。

○副委員長（清水和弘君） これより紹介議員に対する内容等の質疑を行います。

質疑はありませんか。

清水委員。

○委員（清水正二君） この請願書と意見書の中で請願項目が変わってきているんだけど、これはどういうふうに我々も理解すればいいんですかね。

○副委員長（清水和弘君） 具体的にどこかな。

清水委員。

○委員（清水正二君） 午前中の厚生委員会であったんですけど、この最低賃金というのは各県ごとにそれを出すということになっていますよね。国で統一するということは現実的には各県ごとの経済状況もあつたりということで、県にそういうふうになっているというふうな話を聞いたんですけど、我々もそこら辺とちょっと不勉強なんですけれども、その辺のところというのはどうなんですか。

○副委員長（清水和弘君） 谷口議員。

○議員（谷口和男君） そちらに関しましては、お昼に提出者のほうに確認させていただきました。提出者が言いますには、甲斐市ですとか山梨県に対しまして同様の意見書ですね、それを交渉しておりますが、国に対しましては、こちらが出しているのが労働組合ということであり、法律を改正するとかそういう詳しいことに関しては、なかなかそういう法律案を出すとか、そういうのはできないので、こちらの地域ごとにあるでしょうけれども、最低限全国最低が1,000円で、もう既に東京都などでは1,000円を超えていますから、そちらのほうを地域差は確保しますけれども、全国で最低を1,000円にするということで請願をお願いしたいということで聞いております。

○副委員長（清水和弘君） 清水委員。

○委員（清水正二君） ということは、要するに制度としてそういうふうになっているわけだ

よね。それをそこの請願という順序的にはその制度を変えないとその賃金というのは難しいと思う。難しいというか、ならないと思うんですよね。だから順序としてはこの先と後が逆のような気がするんだけど。

○副委員長（清水和弘君） 谷口議員。

○議員（谷口和男君） それについては、意見書を提出するということでありまして、具体的な請願というのを出しているわけじゃございませんので、政府のほうで最低賃金1,000円ができるように対応してほしいというようなことだと思います。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これね、趣旨はよくわかるんだけど、非常に相反する部分があって、やっぱり中小零細を救うという部分においては、中小零細にしてみれば、時給を上げるということは経営に即反映するんですよ。一方では、働く人は上げてもらったほうがいい。でも、そういうところの兼ね合いが非常に大変だと思うんですよね。上げろ上げろと言って、じゃあ、上げる部分のその受ける中小零細の経営者は大変ですよ。そうでなくても、もう経営が大変なのにそこで1,000円に上げたら大変。それでこの間の新聞には出ていたんだけど、例えば上野原は首都圏に近いから東京の単価でみんな行ってしまうと。逆に時単を下げておくと、今度は経営のほうはやりやすいということで、非常に働き手と働いてもらうほうのバランスが非常に難しいという部分で、この問題は私も一概に言っていることは理解はできるんだけど、一方ではそういう背景もあるということで、その辺のところは請願者はどういうふうに考えているかということですよ。その辺はどうですか、紹介議員。

○副委員長（清水和弘君） 谷口議員。

○議員（谷口和男君） こちらの請願者のほうに伺いまして内藤委員のおっしゃるとおり山梨県ですとか、甲斐市のほうに申し入れをしたところ、それでは中小企業の業者がやっていけないということで、最低賃金あるいは外国からの留学生ですか、そういうのを使いながら何とかやっていける状態だいうふうに答えられたそうです。それでこちらのところ4番ですね、政府は、中小企業に対する大企業による優越的地位の乱用、代金の買ったときや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章を踏まえて中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を抜本改正することと、あと社会保険料の負担ですとか、そちらのほうを政府で負担していただけたらいいようにしてほしいということで要望書を出させていただきました。

○副委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ以上で質疑を終了します。

これより請願について、順次各委員の意見を求めます。

最初に、藤原委員。

○委員（藤原正夫君） ご苦労さまです。趣旨は大変理解しているところですがけれども、もう少し中身を慎重に論議したいという面から、私は継続審査ということでお願いしたいと思えます。

○副委員長（清水和弘君） わかりました。

次、内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今私も自分の思いは趣旨もわかるし、なるほどということもあるしですけれども、今言ったようなことの中で、私ももう少し調査・研究等々しながら考えてみたいというもので継続でお願いします。

○副委員長（清水和弘君） 次に、斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 私はこの意見書の文章を読んでいて、一番感じるのは4番目の今谷口議員が言われたように中小企業に対する大企業による優越的地位の乱用、代金の買ったときや支払い遅延、下請二法、独禁法、この文面のところが非常に気に入らない。悪いけれども、大企業が中小企業に対して優越的に地位の乱用か、代金の買ったときや支払い遅延、これはお互いがきちっと納得し合っているいろいろなことをやるのが優位とか不利とかという話ではない。下請がなければ元請が成り立たないのも現実だし、そういうことをこういう言葉で意見書にするというのは、私は基本的にはもっとしっかりした意見書にしないと採択できないじゃないかというふうに私は思います。そんな意味で、ほかの先輩も継続ということなので、出すときにはもう少し中身をうまく整備したものにして再度出してもらって、継続審議をするということにしたいと思えます。

○副委員長（清水和弘君） 次に、清水委員。

○委員（清水正二君） 先ほども言ったように、今の斉藤委員の話というか、私も中小企業の経営ということになると、このまふうのみというふうな形でいかないと思うので、いろいろな意味でもって我々も調査をする時間も欲しいので今回のところは継続でお願いします。

○副委員長（清水和弘君） わかりました。

次に、加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 私のほうも国のほうも今最低賃金を上げるということで取り組んでいるということなので、そちらの動向を見きわめるのとまた現在の施策の効果を見きわめる必

要があるということで継続審査が妥当ではないかと思えます。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） わかりました。

以上で各委員の意見を終了します。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午後 5時47分

再開 午後 5時48分

○副委員長（清水和弘君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより請願第1-6号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書について継続審査の採決を行います。

お諮りいたします。本請願については継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 異議なしと認めます。

よって、本請願は継続審査とすることに決定しました。

これで請願第1-6号の審査を終了します。

以上をもちまして、本委員会に付託された議案審査は全て終了しました。

慎重審議、ご苦労さまでございました。

ここで職員入室のため、暫時休憩します。

休憩 午後 5時48分

再開 午後 5時49分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

最後に、その他を行います。

初めに、建設課より報告をお願いします。

小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） お疲れさまのところ、お時間をとっていただきどうもありがとうございます。

その他といたしまして、建設課より1件ご報告させていただきます。

7月の建設経済常任委員会におきまして、竜王駅南北自由通路の個別施設計画（案）の策定への取り組みについてご報告させていただいておりますが、この竜王駅南北自由通路につきましては、竜王駅舎と一体の建物であるため建築基準法の建築物に該当するものとして市では認識しておりましたが、本定例議会において、斉藤委員より公共施設等の適正管理及び安全対策についてのご質問をいただく中で、関係資料等の提供をいただき再度確認したところ、建築基準法では竜王駅南北自由通路は除外規定により建築物に該当しないことを確認いたしました。個別施設計画（案）の報告では、竜王駅南北自由通路の天井を建築基準法に規定される特定天井と位置づけられるとご報告いたしましたが、該当しておりませんでしたので報告内容を訂正させていただきたいと思っております。

これにより、南北自由通路につきましては建築物としての扱いはございませんが、駅及び自由通路の利用者の安全を図るため、施設の点検調査、天井等の耐震対策などは必要であると考えております。今後、南北駅前広場の大屋根も含めた中で検討を行ってまいりたいと思っております。今後、対策等の検討内容につきましては、建設経済常任委員会でご報告させていただきますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今の説明は斉藤委員の一般質問に対する説明だね。その個別計画。

○副委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） 7月に建設経済常任委員会でご報告した中でさっきの竜王駅自由通路の天井は建築物であるため特定天井に該当するというご説明させていただいたんですけども、今回の定例議会の斉藤委員のご質問の中で資料もいただいた中で、再度確認しろということでしたら、ちょっと該当しないということで事実がわかりましたので、改めてきょうは今後また対策等を考えていくということで、委員の皆様

ご報告ということで時間をとっていただきました。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ということは、斉藤委員は質問したことに關するところと、それから常任委員会で説明したところの再度の説明ということ。

〔「はい、そうです」と呼ぶ者あり〕

○委員（内藤久歳君） ということであればさ、やっぱりそのことに関して、竜王駅てみんなあれだから常任委員会じゃなくて、全協かなんかのときにきちっとみんなに説明をするべきだと思うよ。

○副委員長（清水和弘君） 小林部長。

○建設産業部長（小林信生君） おっしゃるとおりでございます。今回の急遽というですか、本当に指摘いただいてわかったということで、きのう市長の答弁もそういう形でさせていただいたという中で、認識として市サイドが間違っていたということを、とりあえず今回ご報告をさせていただいて、次のそういう機会におきましてはまた説明をしていきたいと。今回とりあえず市長の答弁だけで全部終わらせるというわけにいきません。私たちも認識が間違っていたということで、今回この場をつくっていただいたということで、今後もそういう形の中でご報告をしていきたいと思っておりますので、ご理解のほうお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 理解としては、平たく言えば一応法令上は問題ないということだけれども、ただ天井とかそういうのがあるので、今後については、対策を進めていくということでもいいのかな。俺もよくその辺のところの……

○副委員長（清水和弘君） 小林部長。

○建設産業部長（小林信生君） 建築基準法の網がかからないからその建築基準法はやらなくても処罰とかはない。ただ構造的には天井があって竜王の駅舎のほうと同じような構造でございますので、一応天井とかありますので、そういう形の中である程度の調査とかそういう形はしていかなければいけない。構造物でありますから、建物じゃないからやらなくていいということではなくて、そういう個別計画の中においてもですし、そういう調査もしておかないと何かあったときに、じゃということがあっては困りますので、引き続きそういう形の中で進めていきたいと考えております。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この間市長答弁をして、それで再質問で部長が答弁したじゃんね。そ

のこととは間違っていたということね、そういうこと。

○副委員長（清水和弘君） 小林部長。

○建設産業部長（小林信生君） 今回やったきのうの市長の答弁は間違っていないです。その前の7月時点の常任委員会の報告が間違っていた。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると市長答弁とこれは一致しているということだね。そうすると、この間の一般質問の答弁とそして再質問にやったことは全て一致していて問題はないという観点だけれども、先ほど言ったように、そういう今後も安全対策はやっていく必要があるんじゃないかということだね。了解しました。

○副委員長（清水和弘君） 小林部長。

○建設産業部長（小林信生君） おっしゃるとおりです。今回の議会の答弁については一貫性を持ってやっております。その前の常任委員会の私どもの説明が間違っていたということのおわびでございます。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） わかりました。そういうことで先ほど全協と言ったんだけど、要は市長答弁と最初の答弁と食い違っている部分があったら改めてやるじゃ、みんなやらなければいけないけれども、そういうことが理解できたのでそれはいいと思います。

以上です。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 5時56分

再開 午後 5時58分

○副委員長（清水和弘君） 再開します。

ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） それでは、委員の質疑を終了します。

なければ、傍聴議員の質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で建設課関係のその他を終了します。

次に、委員よりその他何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 事務局から何かありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、その他を終了します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 5時59分